

公共神第 364 号
平成 29 年 1 月 31 日

所属所長 様

公立学校共済組合神奈川支部長
(公 印 省 略)

公立学校共済組合貸付規程及び公立学校共済組合神奈川支部貸付細則
の一部改正等について（通知）

このことにつきまして、平成 28 年 12 月 28 日付けで公立学校共済組合貸付規程の一部が改正され、併せて公立学校共済組合神奈川支部貸付細則の一部について所要の改正を行いましたので通知します。

- 1 公立学校共済組合貸付規程の一部改正等及び事務取扱いについて（別紙参照）
 - （１）住宅災害貸付け（激甚災害以外）及び災害貸付けの貸付金利率の改定に係る改正
 - （２）教育貸付け等の貸付け対象範囲の拡大に係る改正
- 2 公立学校共済組合貸付規程（平成 29 年 1 月改正版）〔冊子〕・・・所属所保管用

問い合わせ先
公立学校共済組合神奈川支部
共済経理グループ 縄、岡田
電話 045-210-8176（直通）
045-210-1111（県庁代表）
内線 8176・8177

公立学校共済組合貸付規程の一部改正等及び事務取扱いについて

1 住宅災害貸付け（激甚災害以外）及び災害貸付けの貸付金利率の改定

（１）概要

災害という不測の事態により被害を受けた組合員への生活支援の一助として、激甚災害に満たない災害であっても、災害程度が一定以上の者に対する貸付けについて、退職等年金經理の財源を用いた利率引下げが実施されました。（現在借受中の住宅災害貸付け及び災害貸付けにおいても改定後の利率が適用されます。）

○利率

対象となる貸付種別	改定後（年利）	現行（年利）
住宅災害・災害	1.72%	2.28%

※上記利率には、貸付金保険料充当金率（年 0.06%）が含まれています。

（２）借用証書の取扱いについて

住宅災害貸付け及び災害貸付けをご利用いただく場合の借用証書について、従前の様式はご使用いただけません。新様式が配布されるまでの間に、住宅災害貸付け及び災害貸付けを申し込まれる場合は、当支部共済經理グループまでご連絡ください。

なお、このほかの貸付種別については、従前の様式をご使用いただけます。

2 教育貸付け等の貸付け対象範囲の拡大に係る改正

（１）概要

ア 教育貸付け、医療貸付け及び葬祭貸付けに係る資金を必要とする者のうち、被扶養者でないものの範囲を次のとおりとしました。

対象となる貸付種別	改 正 後	現 行
教育	子、孫又は <u>兄弟姉妹</u>	子、孫又は <u>弟妹</u>
医療・葬祭	配偶者、子、孫、 <u>兄弟姉妹</u> 又は 父母（配偶者の父母を含む。）	配偶者、子、孫、 <u>弟妹</u> 又は父母（配偶者の父母を含む。）

イ 教育貸付けの対象となる範囲に以下の費用を含めることとしました。

（ア）償還中の民間金融機関等の教育を事由とする貸付け（教育ローン）の借換え
ただし、以下の条件をすべて満たすものに限ります。

- ・申込みを行う組合員名義の教育ローンであること
- ・当該教育ローンの貸付日において、対象者が小中学生ではないこと
- ・定められた期日に償還を行い、返済が滞っていないこと
- ・借換え申込時において、対象者が在学中であること

(イ) 貸付日から概ね1年以内に必要となる以下の費用

a 下宿代、アパート代

b 通学のための費用（「6箇月通学定期券」代）

※「6箇月定期券」の販売がない場合は例外的に「3箇月定期券」等、購入可能な最長期間の定期券とし、貸付上限はいずれも1年分（「6箇月通学定期券」代×2または「3箇月通学定期券」代×4の金額まで）とします。

(2) 添付書類について

貸付申込書、貸付借用証書及び給料明細等の写しのほか、それぞれ以下の書類が必要となります。

	添付書類（それぞれすべての書類が必要です。）
上記2（1）イ（ア） 「教育ローンの借換え」	①民間金融機関等が発行する教育ローンであることが確認できる 残高証明書（1円単位で貸付けが可能です。） ②当該ローンに係る直近3か月の返済状況が確認できる書類（通 帳の写し等） ③対象者の在学証明書
上記2（1）イ（イ）a 「下宿代、アパート代」	①賃貸借契約書の写し （契約期間、家賃、共益費等を確認できる部分を含むもの。 一括で支払う敷金・礼金についても申込む場合は、それらについて 確認できるもの） ②対象者の在学証明書（入学前の場合は合格通知書）
上記2（1）イ（イ）b 「通学のための費用」	【通学定期券購入後の場合】 ①通学定期券の写し （使用者の氏名が確認できるもの） ②対象者の在学証明書（入学前の場合は合格通知書） 【通学定期券購入前の場合】 ①次の内容を明記した申立書 ・定期券使用者の氏名 ・通学ルート及び定期券購入区間 ・上記区間の6箇月通学定期券代の金額 ・希望貸付額（6か月分または1年分） ・「購入後に速やかに定期券または領収書の写しを提出する」旨 ・組合員本人の署名、捺印 ②対象者の在学証明書（入学前の場合は合格通知書） ③購入後に通学定期券または領収書の写し

◆支払後の場合は、支払日から1か月以内に申し込んでください。

（３）今回の改正に伴う対象拡大の範囲に含まれないもの（貸付けできないもの）の例

- ・小中学校の授業料に対する教育ローンの借換え
- ・申込みを行う組合員以外が名義人となっている教育ローンの借換え
- ・奨学金の返済
- ・カードローンの返済
- ・通勤定期券代
- ・通学用の自転車購入費用

（４）その他

借用証書を含む新しい貸付申込説明書については、平成 29 年度中に配布する予定です。なお、今回の改正内容を含む申込説明書は支部ホームページ上に掲載しておりますので、必要に応じてご利用ください。

３ 実施日 平成 29 年 1 月 1 日